

株式会社スズキ自販神奈川 及び スズキ株式会社と 「災害時における車両貸与等の支援協力に関する協定」を締結しました

災害発生時には、多くの人員や物資の輸送所要が発生することが予想されます。それらの所要に対応する手段の一つとして、このたび、災害時の車両貸与等を目的に、株式会社スズキ自販神奈川及びスズキ株式会社と「災害時における車両貸与等の支援協力に関する協定」を締結しました。

協定締結により、地域防災拠点、区役所、備蓄倉庫などを結ぶ、よりきめ細かな輸送所要に円滑に対応することが可能となります。

1 締結日

令和8年3月10日

2 協定の概要

- (1) 災害発生時における電気自動車以外の四輪の無償貸与
- (2) 災害発生時における電気自動車（外部給電可能な車両）の無償貸与



貸与車両イメージ

3 添付資料

災害時における車両貸与等の支援協力に関する協定

【参考】

株式会社スズキ自販神奈川

（所在地：神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 169 番地 6 代表取締役社長：田中 章泰）

スズキ株式会社の直営代理店として、神奈川県東部を中心に新車・中古車・電動車両の販売や整備、保険業務などを展開する地域密着型の自動車ディーラーです。

スズキ株式会社

（所在地：静岡県浜松市中央区高塚町 300 常務役員 日本営業本部長：玉越 義猛）

スズキ株式会社は、静岡県浜松市に本社を置く世界的輸送機器メーカーで、四輪車・二輪車・船外機・電動車いすなど多様な製品を展開しています。

お問合せ先

総務局緊急対策課調整幹 吉川 尚徳 Tel 045-671-3457



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



災害時における車両貸与等の支援協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）、株式会社スズキ自販神奈川（以下「乙」という。）、及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（併せて以下「災害時等」という。）、乙が、甲の要請を受けて行う、甲に対する車両の貸与等の支援協力（以下「本支援協力」という。）について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本支援協力の内容）

本支援協力の内容及び本支援協力の対象地域は、以下の通りとする。

【内容】

- ・電気自動車以外の四輪の乙から甲への無償貸与
- ・電気自動車（外部給電可能な車両を指す。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
当該車両を併せて、以下「本車両」という。

【対象被災地域】

横浜市内

第2条（技術活動サポート）

丙は、乙が本協定に則り甲に対して本支援協力を実施するにあたり適宜必要とするサポートを、乙に対して、丙の費用負担で行うものとする。当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上決定する。

第3条（支援協力要請）

- 1 甲は、災害時等において本支援協力の実施が必要と判断した場合、乙に対し、本協定に添付する第1号様式「支援協力要請書兼回答書」により本支援協力を要請することができる。尚、緊急を要する場合は、甲の担当者からの電話等の口頭による要請も可とするが、後日文書をもって確認するものとする。
- 2 乙は、甲から、本支援協力の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

第4条（本車両の貸与）

- 1 乙は、甲から、本支援協力の要請を受けた場合は、その時点で乙が可能な範囲において、当該要請において指定される本車両を、乙の指定する日時・場所で甲に貸与することに努めるものとする。
なお、「乙が可能な範囲」とは、甲からの要請時に、乙に貸与可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること、及び安全確保がなされた状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。
- 2 本車両の貸与期間は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠するものとする。
- 4 甲は、本車両について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、前条第1項により提出する本協定に添付する第1号様式「支援協力要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
(1) 本車両の貸借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。

- (2) 本車両の全部又は一部を第三者に運転させること。
 - (3) 本車両を改造・改良等し原状から変更を加えること。
- 5 甲乙間で本車両の引渡し及び返却時、本車両の状態確認及び貸与期間等の情報共有は、本協定に添付する第1号様式「支援協力要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

第5条（本車両の用途）

- 1 本車両の甲による使用用途は、以下に限定するものとする。
- ・電気自動車以外の四輪車：原則として、被災地における貨物の運搬、災害用務としての人員輸送
 - ・電気自動車：避難所等における電源供給

第6条（電源供給）

- 1 本車両の電源供給は、本車両に備える AC コンセント又は乙・丙が推奨する外部給電器 V2L/V2H 機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。
- 2 前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。但し、乙・丙が指定する外部給電器 V2L/V2H 機器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。
- 3 甲から乙に対し、V2L 等の外部給電機の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電機の有無を確認し、甲に回答する。尚、当該外部給電機単独の貸出は行わないものとする。

第7条（燃料の充填）

本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。但し、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

第8条（本車両の運転者）

甲は、本車両の運転者について、次条第2項により本車両に対して甲が付保する保険の対象者に限定するものとする。

第9条（貸与期間中の責任/保険の加入）

- 1 乙から甲への本車両の貸与期間中に、本車両の使用により甲又は第三者に生じた一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。但し、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。
- 2 甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとする。当該保険の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

第10条（故障と紛失等）

甲は、自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。なお、修理・補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

第 11 条（返却）

- 1 貸与期間終了後、甲は、甲乙別途協議の上定める場所及び日時にて、本車両を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。
- 2 前項による本車両の返却にあたり甲に生じる費用は、甲の負担とする。

第 12 条（連絡調整）

甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、本協定に添付する第 2 号様式「連絡責任者届」により、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに全ての他の当事者に変更内容を通知するものとする。

第 13 条（定期協議）

本協定に定める事項を円滑に推進するため、また、各当事者の災害発生時の連携強化を継続的に行うため、甲、乙及び丙は、年 1 回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

第 14 条（防災訓練）

甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントへの乙の参加を甲が要望した場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

第 15 条（公表）

甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、別途協議し合意の上決定する。

第 16 条（協定期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該有効期間の満了する日の 1 ヶ月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に 1 年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第 17 条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれが記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 10 日

甲 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長 山中 竹春 ⑩

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区狩場町 169 番地 6
株式会社スズキ自販神奈川
代表取締役社長 田中 章泰 ⑩

丙 静岡県浜松市中央区高塚町 300
スズキ株式会社
常務役員 日本営業本部長 玉越 義猛 ⑩